

## 平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
- 第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第三条・第八条)
- 第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項(第九条―第三十一条)
- 第三節 清算中の特定基金等に関する事項(第三十二条―第三十八条)
- 第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項(第三十九条)
- 第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項(第四十条―第四十六条)
- 第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項(第四十七条・第四十八条)
- 第三章 存続連合会等に関する経過措置
- 第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第四十九条)
- 第二節 存続連合会の業務等に関する事項(第五十条)
- 第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項(第六十一条―第六十三条)
- 第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項(第六十四条―第六十七条)
- 第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項(第六十八条・第六十九条)
- 第七節 存続連合会の事務委託に関する事項(第七十一条)

## 第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項(第七十二条―第七十五条)

### 第四章 その他の経過措置(第七十六条―第八十四条)

#### 附則 第一章 総則

##### (趣旨)

この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に關し必要な経過措置を定めるものとす。

##### (定義)

##### 第二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一条

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### 第二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第二十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第三十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第四十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第五十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第六十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第七十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第八十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第九十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百一条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十二条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十七条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十八条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百十九条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百二十条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百二十三条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百二十四条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百二十五条

この政令において、次の各号に定めるところによる。

##### 第一百二十六条

この政令において、次の各号に定めるところによる。





<p>八 項に規定する割合を乗じて得た額を免除されているを一まで増加することがで き。</p> <p>第一次号に掲げる加入員以外の加入員</p> <p>二 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな おその効力を有するものとさ れた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第百四十九条第九項の 八項又は第一百四十条第九項の規 定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保 險料額（標準賞与額に係る免 除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保 险法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合</p>	<p>を、次の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める割合まで増加することがで き。</p> <p>第一次号に掲げる加入員以外の加入員</p> <p>二 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな おその効力を有するものとさ れた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第百四十九条第九項の 八項又は第一百四十条第九項の規 定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保 險料額（標準賞与額に係る免 除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保 险法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合</p>
--	---









第十八条	第百七十九条及び第二百八十七条	第一項	第百八十七条	第七十七条	第
法	厚生年金基金	法	法	厚生年金基金	年金法
付企業年金法	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令とされた改正前確定給付企業年金法	給付企業とされた改正前確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと有するものとされた改正前確定給付企業年金法				経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	

八 第	条 六 十 八 第	分部の外以記列号各条五十八第	条 四 十 八 第	項 一 第一 条 三 十八 第	号 三 第 二 十 八 第
法	項 四 法 第 百 十 一	法	項 四 法 第 百 十 一	法 第 百 十 一	法 第 百 十 一
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

有するものとされた改正前確定給付企業年金法

項一 第三の条八十八第				項二 第条七十八第		分部の外以記列号各項一第一条七十	
第二項	法第九十九条の二	法第一百五十五条の二	法第一百五十一条の二	法	厚生年金令	厚生年金	
第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	付企業年金法
第二項	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の二	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の二	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二項	付企業年金法
第二項	法第九十九条の二	法第一百五十五条の二	法第一百五十一条の二	法	厚生年金令	厚生年金	

連合会

項三 第三十九条	項一 第三十九条	項二 第三十九条	項三 第三十九条
厚生年金の 基金は	厚生年金 第一項 第一条の 二二項	厚生年金 第二項 第五条の 二二項	厚生年金 第一項 第一条の 二二項
存続厚生年金基金の	存続厚生年金基金は	存続厚生年金基金の 第二項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五 条の二二項	存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第 二項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五 条の二二項

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を

分の以列各一 部外記号条 第十法		二の条二 第則附		項四第 三条三十九 第	
る額 各号に定め 応じ、当該 額	その月	存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第十一條、第二十一條第一項、第二十二条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によるものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
算した額 応じて当該各号に定める額を合計した額	企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。）の計算の基礎となる期間の各月	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法	法第百十一条の二第一項	法第百十一条の二第一項	法

金 厚生年金基 金	厚生年金保 険法	平成二十五年改正法附則第五条 第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平成二十 五年改正法第一条の規定によ る改正前の厚生年金保険法(以 下「改正前厚生年金保険法」と いふ。)
第二 項 金 厚生年金基 金 存続厚生年金基金	第二 項 法 同法第二 条 十六 条 同法第 百四 三条第一 項 金法第五 十第三項 第一条 項 平成二十 五年改正 法附則第五 条の規定 により読み替 えて適用す る法	第二 項 法 同法第二 条 十六 条 同法第 百四 三条第一 項 金法第五 十第三項 第一条 項 平成二十 五年改正 法附則第五 条の規定 により読み替 えて適用す る法
	第二 項 法 同法第二 条 十六 条 同法第 百四 三条第一 項 金法第五 十第三項 第一条 項 平成二十 五年改正 法附則第五 条の規定 により読み替 えて適用す る法	第二 項 法 同法第二 条 十六 条 同法第 百四 三条第一 項 金法第五 十第三項 第一条 項 平成二十 五年改正 法附則第五 条の規定 により読み替 えて適用す る法

間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であつて同条に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」）という。）のうち同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三条第一項に規定する老齢年金給付をいう。以下同じ。）について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三条の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

正法第一条の規定による改正前の第 四十四条の二第一項		老齢厚生年金の額（）	老齢厚生年金の受給権者	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（）
第四条	号各項	第三年金	第二年金	第一年金	第一年金
(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出)	第四十六条 第五項 において 読み替え られた同 じ第一項	読替え後の第四十六条第一項	から老齢厚生年金 から当該第一号厚生年金被保険者 間にに基づく老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額（）
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過するまでの間に限つて行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。	前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限つて行うことができる。				











同法百十一条第一項に規定するものとされた改正前厚生年金基金		当該解散厚生年金基金	当該解散厚生年金基金等	第二项 第确定給付企 業年金法	第一项 平成二十五年改正法附則第二十五 条第一項において準用する平成二十 五年改正法附則第五条第一項の規 定によりなおその効力を有するも のとされた改正前確定給付企 業年金法第百四十四条第一項に 付企業年金法第百十四 条第一項に規定するものとされた改 正前厚生年金基金
(清算型納付計画の提出の特例)		年金法	清算型基金	解散厚生年 金基金等	第二项 第二十八条 の事業主 (当該清算型基金を共同して設立して いる場合にあっては、当該清算型基金を設立して いる各事業主) のうちに当該清算型基金の責 任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき 額 (以下この項及び次項において「事業主納付 額」という。) を当該清算型基金が政府に納付 することが適当であると当該清算型基金が認め るもの (以下この条において「基金一括納付対 象事業主」という。) があるものは、平成二十 五年改正法附則第二十一条第三項第一号の規定 にかかわらず、当該清算型基金が納付すべき年 金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主 納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定 する清算型納付計画 (以下この条において 「清算型納付計画」という。) を作成する能够 である。
2	前項の規定により作成した清算型納付計画に ついて平成二十五年改正法附則第二十一条第一 項の承認を受けた当該清算型基金は、平成二十 五年改正法附則第五条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前厚生年金 保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の 規定により解散をする場合において、規約で定 めるところにより、基金一括納付対象事業主か ら当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納 付額を一括して徴収するものとする。この場合 において、当該清算型基金が当該基金一括納付 対象事業主から徴収する徴収金については、平 成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされた改正前厚	年金法	清算型基金	解散厚生年 金基金等	第二项 第二十八条 の事業主 (当該清算型基金を共同して設立して いる場合にあっては、当該清算型基金を設立して いる各事業主) のうちに当該清算型基金の責 任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき 額 (以下この項及び次項において「事業主納付 額」という。) を当該清算型基金が政府に納付 することが適当であると当該清算型基金が認め るもの (以下この条において「基金一括納付対 象事業主」という。) があるものは、平成二十 五年改正法附則第二十一条第三項第一号の規定 にかかわらず、当該清算型基金が納付すべき年 金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主 納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定 する清算型納付計画 (以下この条において 「清算型納付計画」という。) を作成することができる。

項	附則第一項	附則第二項	附則第三項	附則第四項	附則第五項	附則第六項	附則第七項	附則第八項	附則第九項	附則第十項	附則第十一項	附則第十二項	附則第十三項	附則第十四項	附則第十五項
項	附則第一項	附則第二項	附則第三項	附則第四項	附則第五項	附則第六項	附則第七項	附則第八項	附則第九項	附則第十項	附則第十一項	附則第十二項	附則第十三項	附則第十四項	附則第十五項
項	附則第一項	附則第二項	附則第三項	附則第四項	附則第五項	附則第六項	附則第七項	附則第八項	附則第九項	附則第十項	附則第十一項	附則第十二項	附則第十三項	附則第十四項	附則第十五項
項	附則第一項	附則第二項	附則第三項	附則第四項	附則第五項	附則第六項	附則第七項	附則第八項	附則第九項	附則第十項	附則第十一項	附則第十二項	附則第十三項	附則第十四項	附則第十五項

付 金 の 額	付等積立置に関する政令（平成二十六年 政令第七十四号）第二十八条第 一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額	
	附則第 二十二 条第一 項及 び第三 項（清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）	附則第 二十二 条第一 項の額を 年積立金 の額
（清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）	年金給付 基金一括納付額を 基金一括納付額	年金給付 基金一括納付額を 基金一括納付額

て「存続厚生年金基金加入員期間」という。)を改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付(以下この項において「老齢給付金等」という。)の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第十八条第一項に規定する加入者である期間(以下この項において「確定給付企業年金加入者期間」という。)とみなして老齢給付金等の支給をすることができる旨が定められているときには、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができる。

前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができる。

給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を全部含む。以下この項において同じ。) を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則 第 三 項	第一項の申 出を行つた 特定基金	公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部 改正する法律(平成二十五年 該申出の日法律第六十三号。以下この条 まで業務の及び附則第三十八条第二項に 運営について「平成二十五年改正 相当の努力」という。) 第一条の規定
第 三 項	特定基金	公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一部 改正する法律(平成二十五年 該申出の日法律第六十三号。以下この条 まで業務の及び附則第三十八条第二項に 運営について「平成二十五年改正 相当の努力」という。) 第一条の規定

附則第三項		附則第三項		附則第一項	
老 齡 厚 生 年 金	定期基金	定期基金	定期基金	定期基金	定期基金
解 散 し た 特 定 基 金	解 散 し た 特 定 基 金	解 散 し た 特 定 基 金	解 散 し た 特 定 基 金	解 散 し た 特 定 基 金	解 散 し た 特 定 基 金
老 齡 厚 生 年 金	(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三条号)第一条の規定による改正後の第二条の第五項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づく)	老 齡 厚 生 年 金	(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三条号)第百六十九条第一項の規定による改正前の第一項に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づく)	老 齡 厚 生 年 金	(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法)第百六十九条第一項の規定による改正前の第一項に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づく)
定期基金	定期基金	定期基金	定期基金	定期基金	定期基金



第八条	第十五条	第八条	第十四条	第三項	第二项	第一項	第十三条	第十二条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条
第四百四十九条	法第十四条	項第四百四十九条	法第十四条	る當に備任する取りに規定する相金	項第三百三十条	法第三百三十条	等基年金	厚生年金	厚生年基金	厚生年基金	厚生年基金	この項において「施行日」という。)
第三項	法第十五条	第一条	士二項	の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	第三項	第十一条	第三項	第十二条	第三項	第十二条	第三項	前に改正前厚生年金保険法附則第三十三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する二とされた施行日において清算中の特定基金(同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。)
第三項	法第十六条	第一項	平成二十五年改正法附則第二十七条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四	平成二十五年改正法附則第三十三条规定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額	平成二十五年改正法附則第三十三条规定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額	特定基金	特定基金	特定基金	特定基金	特定基金	平成二十五年改正法の施行の日(以下
第三項	法第十七条	第一項	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	る改正前確定給付企業年金法第百十四	この項において「施行日」という。)

第十八条	第十七条	第十六条
第十八条	第十七条	第十六条
平成二十五条改正法附則第二十七条规定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金法	厚生年金保険法等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による改正前確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第二十七条规定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金法	厚生年金保険法等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による改正前確定給付企業年金法
平成二十五条改正法附則第二十七条规定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金法	厚生年金保険法等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による改正前確定給付企業年金法

法険前改す準いに三条十第附 附業保正る用てお項第八三則		項第及四条十第金業付定前改す準いに一条十第附 六び項第四百法年企給確正る用てお項第八三則			
厚る規一三第十律第三項(平成解定項第三百号第一年法)において第五条第一項において「施行日」という。」の施行の日(以下この項において「施行日」という。)	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)。以下この条第一項による改正前の厚生年金保険法。(昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正前規定による改正前の厚生年金保険法」という。)附則第三十四条第一項の承認の申請を	該當する相手方に対する責任準備金相当額は、該當する減額責任準備金相当額を定める減額責任準備金相当額	該當する相手方に対する責任準備金相当額は、該當する減額責任準備金相当額を定める減額責任準備金相当額	該當する相手方に対する責任準備金相当額は、該當する減額責任準備金相当額を定める減額責任準備金相当額	該當する相手方に対する責任準備金相当額は、該當する減額責任準備金相当額を定める減額責任準備金相当額
厚生年金等	厚生年金等	解散厚生年金等	解散厚生年金等	解散厚生年金等	解散厚生年金等
特定基金	特定基金	特定基金	特定基金	特定基金	特定基金

二 三 の 一 則 法 附 業 第 十 条 第 附 業		2	
基 金 等	解 散 厚 生 年 金	特 定 基 金	
法附則 第三十二項に 附則第三十三条第三項に	施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十 四条第一項の承認の申請をした特定基金（施行 日前に解散したものと除く。）については、廢 止前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定 は、なおその効力を有する。この場合において、 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。		
法附則 第三十九条第一項 第一号	第一項 第三十 三条第 一項	第一項 第三十一 正法第一 八条第一 正法第一 年金保 正前厚 第三十九 第三十 三条第 一項又 十四条 第五項 の規定 により は第三 十四條 第五項 の規定 により 解散し 第三十三 第五項 の規定 により た特定 第三十二 三条第 附則第三 三項に	法附則 第三十一 正法第一 八条第一 正法第一 年金保 正前厚 第三十九 第三十 三条第 一項又 十四条 第五項 の規定 により は第三 十四條 第五項 の規定 により 解散し 第三十三 第五項 の規定 により た特定 第三十二 三条第 附則第三 三項に
法附則 第三十九条第一項 第一号	第一項 第三十 三条第 一項	第一項 第三十一 正法第一 八条第一 正法第一 年金保 正前厚 第三十九 第三十 三条第 一項又 十四条 第五項 の規定 により は第三 十四條 第五項 の規定 により 解散し 第三十三 第五項 の規定 により た特定 第三十二 三条第 附則第三 三項に	法附則 第三十一 正法第一 八条第一 正法第一 年金保 正前厚 第三十九 第三十 三条第 一項又 十四条 第五項 の規定 により は第三 十四條 第五項 の規定 により 解散し 第三十三 第五項 の規定 により た特定 第三十二 三条第 附則第三 三項に

3 平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において適用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項の収する同項目に規定する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相



第八法		部分の外記以号列十二各	第三項
厚生年金基金	平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）	附則第三十八条第一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）	附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十五条の規定により納付の猶予がされた特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。次号において「特定基金」という。）
平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三条号。以下「平成二十五年改正法」という。）	附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされるものとのとされた改正前厚生年金保険法	第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三条号。以下「平成二十五年改正法」という。）	附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされるものとのとされた改正前厚生年金保険法	第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三条号。以下「平成二十五年改正法」という。）	附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされるものとのとされた改正前厚生年金保険法	第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法



る月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定まる金額とする。

## **第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項**

2 存続連合会について、廃止前厚生年金基金 第一条の規定による改正前の  
の第一百三十二条第二項

政令で定める月数は、同第一条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同第二条第二項に規定する交

**第四十七条** 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二百十一条第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二百十二条第一項の

第一百七十四受給権者	九十八条第三項 大臣 信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」とい う。)
------------	--

**第四十四条** 平成二十五年改正法附則第三十六条  
（平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率）

第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第八条に規定する利率とする。

（有効厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結していく場合において適用する平成二十五年改正法附

則第三十六条第一項の規定の読み替え)

第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被供給者として」であるのは

「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは、当該解散する前から引き続き締結している

と、「附則第三十六条第一項」とあるのは「附則第三十六条第七項において準用する同条第一

項」と読み替えるものとする。  
(解散基金加入員への通知について準用する平成二十二年三月三日付第33号(第4項)見三

成二十五年改正法附則第三十六條第六項の規定の読み替え

第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第五条の規定に関する年金給付の支	第五十老齢年金	第五十条の連合会	第五十九条の二	第四十条法	第二十八条の二	第一条の規定による改正前
第五十三条第十四条第一項及び第五	第五十四条第一項、第五十五条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第五十六条第一項、第五十七条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第五十七条第一項、第五十八条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第五十八条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第五十九条第一項、第六十条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第一条の規定による改正前
五十四条第一項及び第五	五十五条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十六条第一項、第五十七条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十七条第一項、第五十八条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十八条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十九条第一項、第六十条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第一条の規定による改正前
五十五条第一項及び第五	五十六条第一項、第五十七条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十七条第一項、第五十八条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十八条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十九条第一項、第六十条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	五十九条第一項、第六十条第一項から第六十一条まで、第六十二条第一項から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第六	第一条の規定による改正前









第二十九条第一号	外の部分	金給付老齢	第二十九条第一号	第二十六法	第二十五条法	第二十五条法	第二十五条法	第二十五条法	第二十五条法	第二十五条法	第二十五条法	第二十九条第三号	第二十九条第二号	
第二十九条第一号	号列記以	金給付老齢	第二十九条第一号	第二十九条各	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	
四十六条第三項、第四十七條第二項の存続連合会老齢給付金（以下「存続連合会老齢給付金」という。）	四十六条第三項、第四十九条の二第一項の存続連合会老齢給付金（以下「存続連合会老齢給付金」）	平成二十五年改正法附則第五十二条第一項及び第二項	平成二十五年改正法附則第五十二条第一項及び第二項	平成二十五年改正法附則第五十二条第一項及び第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一条において準用する確定給付企業年金法
2	前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者が存続厚生年金基金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。	前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による申出について準用する。	この場合において、前項中「附則第四十二条第一項の規定による申出について準用する」	（存続連合会への基金脱退一時金相当額の移換の申出等）	第五十六条	平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者が存続厚生年金基金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。	前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による申出について準用する。	この場合において、前項中「附則第四十二条第一項の規定による申出について準用する」	第二十九条第三号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	第二十九条第一号	

年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する「基金脱退一時金相当額」をいう。(以下同じ。)」とあるのは、「確定給付企業年金脱退一時金相当額」と、「基金中途脱退者」とあるのは、「確定給付企業年金中途脱退者」(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。)と読み替えるものとする。

確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）の移換に関して必要な事項について、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であつた者に説明しなければならない。（解散しようとする基金等の基金中途脱退者に係る措置の特例）

前項の規定は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は平成二十五年改正法附則第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人について準用する。

(差別的取扱いの禁止)

**第五十八条** 存続連合会老齢給付金等の額は、存続連合会がこれら給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

(基金中途脱退者等への存続連合会の説明義務)

**第五十九条** 存続連合会は、基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。)又は企業型年金加入者があつた者(平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者があつた者をいう。以下この条において同じ。)の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であつた者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額

2 における当該申出を含む。) をした者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十二条第四項に規定する額) を超える部分の額とする。

解散をしようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出た基金中途脱退者に対して老齢年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の適用については、同項中「を超えるもの」とあるのは、「以上」とする。

**第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項**

(存続連合会から存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等の申出)

**第六十一条** 平成二十五年改正法附則第五十三条第一項の規定による施行前基金中途脱退者等(同項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。) の権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金(同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。) の移換の申出は、厚生労働



分の以列各一条十第		条十第		項第三六第	
部外記号項第一六		二五法		百中途中脱退者	
百法第六		附則第一		三十百散基又解	
十	百	法	第	三	第
平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条、第五十四条第一項及び第六十一条の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条及び第二十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	八十五條の三	八	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）	三十	第一四条は中途中脱退者
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）	八	八	三十百散基又解



<p>第二項において準用する第二条十八</p>
<p>れた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法</p>

第二項	二十七條の二	第五十二条の二	第五十二項前段 において準用する第二十七条の二第三項第一号	五第二項前段 において準用する第二十七条の二第三項第一号	第五十二条の法	第五十二条の法	第五十二条の法	第五十二条の法	第五十二条の法	
第六十四条の二 一以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金	族者又はこれらの遺族	加入員若しくは加入員である者	第五十四条第基金 一項において準用する第十 九条	第五十二条の前段付 金における第二十八 条第一項	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律(平成二十五年法 律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。) 附則第三条第十三号に規定 する存続連合会(以下「存 続連合会」という。)	正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第 三十八条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の
第六十四条の二 一以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金	族者又はこれらの遺族	加入員若しくは加入員である者	第五十四条第基金 一項において準用する第十 九条	第五十二条の前段付 金における第二十八 条第一項	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律(平成二十五年法 律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。) 附則第三条第十三号に規定 する存続連合会(以下「存 続連合会」という。)	正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第 三十八条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の
第六十四条の二 一以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金	族者又はこれらの遺族	加入員若しくは加入員である者	第五十四条第基金 一項において準用する第十 九条	第五十二条の前段付 金における第二十八 条第一項	公的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正 する法律(平成二十五年法 律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。) 附則第三条第十三号に規定 する存続連合会(以下「存 続連合会」という。)	正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法 正前の厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第 三十八条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の	解散した公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律(平成二 十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」と いいう。)附則第三条第十 号に規定する旧厚生年金基 金の

正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六百六十三条の二に規定する解散基金に係る老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。）について、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおそれが改められた改正前厚生年金保険法第六百六十三条の三第一項中「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るために規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の」と、「に基づくものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは、「（以下この項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金」と、「第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この項において「経過措置令」という。）第八十二条の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一条の規定による改正後）の第四十六条第一項（以下この項において「読み替え後の第四十六条第一項」という。）と、「当該老齢厚生年金」とあるのは、「当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは、「当該第一号厚生年金被保険者期間を計算する基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定によ




三三 る用てお四 条十第 十条 十第す準 いにの五 六法 法第 九十一 条 の七 において 準用する 法	号第九二 る用てお四 条十第 三条十第 す準いにの五 六法	分の以列各九 二び項第六 二る用てお四 条十第 部外記号 条十第及一 条十第す準 いにの五 六法 法第 九十一 条 の七 において 準用する 法	第六 法第 九十一 条 の七 において 準用する 法
平成 二十五年改 正法附則第 六十三条第二 項の規定によ りなおその効力 を有するものと された改正前確 定給付企業年金法	平成 二十五年改 正法附則第 六十三条第二 項の規定によ りなおその効力 を有するものと された改正前確 定給付企業年金法	平成 二十五年改 正法附則第 六十三条第二 項の規定によ りなおその効力 を有するものと された改正前確 定給付企業年金法	平成 二十五年改 正法附則第 六十三条第二 項の規定によ りなおその効力 を有するものと された改正前確 定給付企業年金法

企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。

平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十二条、第二十六条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六法第九十一条	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十三条第十三号に規定する存続連合会
第五条の二第三項及び第九十一条の三第三項	第五条の二第三項及び第六十五条の五第三項
企业年金連合会（厚生年金保険法第四百四十九条第一項の企業年金連合会）	企业年金連合会（厚生年金保険法第四百四十九条第一項の企業年金連合会）
老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の	老齢給付金及び遺族給付金



第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項 第九項 第十項									
法定給付企業年金法第百十五條の五									
付企業確定給付金	じいて同様に規定する存続厚生年金基	をいう。	同一項目及び次条に規定する存続厚生年金基金	をいう。	同項	第一項	第二項	第三項	第四項
平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基	をいう。	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
法定給付企業年金法第九十九条の二	定給付企業年金法第九十九条の三	存続厚生年金基金	存續厚生年金基金	存續厚生年金基金	存續厚生年金基金	存續厚生年金基金	存續厚生年金基金	存續厚生年金基金	存續厚生年金基金

5 年金の加入者	平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第百十七条の三第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十三号に規定する存続連合会(次項及び次条において「連合会」とす
6 年金の加入者	平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第三項前段及び第四項の規定、同条第三項前段において準用する同条第一項の規定並びに同条第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
7 年金の加入者	同表の下欄に掲げる字句とする。
8 年金の加入者	同表の下欄に掲げる字句とする。
9 年金の加入者	同表の下欄に掲げる字句とする。

企業年金法」という。) 第百十七条の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項中「前条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第六十六条」と、「同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは、「同法附則第八条に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額の」とあるのは、「責任準備金相当額の」とする。									
10 年金の加入者	平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなしして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条(第三号を除く)及び第八十四条から第八十八条までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ								
11 年金の加入者	同表の下欄に掲げる字句とする。								
12 年金の加入者	同表の下欄に掲げる字句とする。								
13 年金の加入者	同表の下欄に掲げる字句とする。								

（存続連合会に係る老齢年金給付の支給義務等の特例）										
14 第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項	第六十八条 存続連合会は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の規定により老齢年金給付支給対象者（同項に規定する老齢年金給付支給対象者をいう。）の一部に係る代行給付支給義務（同項に規定する代行給付支給義務をいう。）を免れようとするときは、当該老齢年金給付支給対象者の選定は、規約で定めるところにより、合理的な基準を用いて行うほか、当該基準その他必要な事項について、当該老齢年金給付支給対象者に周知しなければならない。	15 第六十九条 平成二十五年改正法附則第六十六条の責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の認可があつた日を存続連合会が解散した日とみなして第五条第一項の規定に基づき計算した額に基づき第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	16 第七十一条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	17 第七十二条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	18 第七十三条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	19 第七十四条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	20 第七十五条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	21 第七十六条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	22 第七十七条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以	23 第七十八条 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「改正前確定給付企業年金法（以

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
第一項に 同法第百 四条第 一項に 同一項に 同項に	第二項 確定給付 企業年金	第三項 存続連合会への事務委託に関する事項	第四項 業年金法	に規定する責任準備金をいわう。)に相当する額
第七十一条 平成二十五年改正法附則第六十九条の第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。	第一次に掲げる額の算定に関する事務	第七節 存続連合会への事務委託に関する事項	平成二十五年改正法附則第六十七	金 (同法改正法附則第八条に規定する責任準備責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。)
イ 政府が平成二十五年改正法附則第八条の規定により存続厚生年金基金から徴収する責任準備金相当額	口 政府が平成二十五年改正法附則第十三条の規定により自主解散型基金から徴収する責任準備金相当額	第八条第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企	業年金法	業年金法
ハ 政府が平成二十五年改正法附則第十三条の規定により自主解散型基金から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額	二 政府が平成二十五年改正法附則第二十条の規定により清算型基金から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額	第八条第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額	第八条第一項の規定により清算型基金から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額	第八条第一項の規定により清算型基金から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額
ホ 政府が平成二十五年改正法附則第二十二条の規定により清算型基金から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額	ヘ 政府が平成二十五年改正法附則第三十一条の規定により清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する平成二十五年改正法附則第三十条第四項第一号に掲げる額	第八条第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額	第八条第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額	第八条第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額

二　解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ。）の支給に必要な記録の整理に関する事務

平成二十五年改正法附則第六十九条第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十条第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九条第一項の規定により存続連合会が行うものを除く。）」とする。

平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づき政府が解散厚生年金基金等（同項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）から徴収する責任準備金相当額の算定に関する事務

二　解散厚生年金基金等の加入員であった者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

平成二十五年改正法附則第六十九条第二項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十条第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九条第二項の規定により存続連合会が行うものを除く。）」とする。

**第八節　存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項**

（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等）

**第七十二条　平成二十五年改正法附則第七十三条**

第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第一百四十四条の規定の例による場合においては、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号）附則第七十二条」と、同項に規定する責任準備金に相当する額であるのは「同法附則第八条に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額の」とあるのは「責任準備金相当額の」とする。

平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四

項二 第一 法企確 定給付	項一 第一 同法	項二 第二 法企確 定給付
法企確 定給付 一項に 同一項に 十四条第 百第 一百三 条规定 に規定 る責任 金をい う。)に 當する 額	第一項 同法 第一項 同項に に相 備金を い う。)に 當する 額	第一項 同法 第一項 同項に に相 備金を い う。)に 當する 額
業年金法 ることと された改 正前確 定給付企 業年金法	業年金法 ることと された改 正前確 定給付企 業年金法	業年金法 ることと された改 正前確 定給付企 業年金法

**第七十三条** 平成二十五年改正法附則第七十五条第一項の年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準 第二項の規定により連合会が支給する年金たる給付又は一時金たる給付の額は、同項の交付金及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省会議で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならない。

**第七十四条** 平成二十五年改正法附則第七十七条  
(連合会に関する読み替え等)

第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	第二十三条
号	号	号	号	号	号	号
金付	金法	平成二十五年改正法附則第七十七条に おいて準用する改正後確定給付企業年 金法」という。)	平成二十五年改正法附則第七十七条に おいて「改正後確定給付企業年 金法」という。)	平成二十五年改正法附則第七十七条に おいて「平成二十五年改正法附則第七 十七条において準用する改正後確定給付 企業年金法」という。)	平成二十五年改正法附則第七十七条に おいて「平成二十五年改正法附則第七 十七条において準用する改正後確定給付 企業年金法」という。)	十三号。以下この条及び第二十九条に おいて「平成二十五年改正法」という 。)附則第七十七条において準用する平 成二十五年改正法第二条の規定による 改正後の確定給付企業年金法(第二十 九条において「改正後確定給付企業年 金法」という。)
第一条 第一号 金給付 と う い う 。	平成二十五年改正法附則第七十五条第 二項の年金たる給付又は「時金たる給 付(以下この条において「老齢給付金」 といふ。)	平成二十五年改正法附則第七十八条の規定に より連合会の業務が行われる場合における確定 給付企業年金法等の適用)	(平成二十五年改正法附則第七十八条の規定に より連合会の業務が行われる場合における確定 給付企業年金法等の適用)	平成二十五年改正法附則第七十八条の規定に より連合会の業務が行われる場合における確定 給付企業年金法等の適用)	平成二十五年改正法附則第七十八条の規定に より連合会の業務が行われる場合における確定 給付企業年金法等の適用)	平成二十五年改正法附則第七十八条の規定に より連合会の業務が行われる場合における確定 給付企業年金法等の適用)

四 項	八 条 第 十 條 第 十 す る	準 用 第 十 す る	第五 条 に お い て	第六 十 條 付 給	第五 条 の 務 性 の 確 保 の た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 第 六 十 三 号 の 規 定 に よ り 連 合 会 が 支 給 す る 年 金 た る 給 付 及 び 一 時 金 た る 給 付 を 含 む 。	第一 条 の び 三 十 一 時 金	第二 条 平成 二 五 年 改 正 法 附 則 第 七 十 八 条 の 規 定 に よ り 連 合 会 の 業 務 が 行 わ れ る 場 合 に お い て は 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 改 正 后 確 定 給 付 企 業 年 金 法 施 行 令 の 規 定 中 同 表 の 中 欄 に 掲 げ る 字 句 は 、 そ れ ぞ れ 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 字 句 と す る 。
						及 第 九 十 九 条 の び 三 十 一 時 金	

各号列記以外の外分部

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法

**(徵収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置)**

**第七十七条** 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)の規定を適用する場合においては、同条第四項ただし書中「前各号のいづれかに該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五条法律第六十三条号)附則第十五条第一項(同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により自主解散型納付計画(同法附則第二十三条において準用する場合等の特例)にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十二条において準用する場合にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。」の承認を取り消したときとする。

**(平成二十四年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第一百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例)**

**第七十八条** 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第四条の二の十六の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	第二号	第三号
陰料を滞納する月数分以上の保険料が厚生労働省令で定めるに平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料又は加算金とみなして適用する改正後厚生年金保険法	厚生年金保険法	保険料その他の法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健保法（大正十一法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定の額による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付特例等に関する法律（平成十九年法律第一百三十一号）の規定による特例納付保険料その他のこれらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額

市販の現三二二、一九六零二のし二重三三全張

厚生年金保険法施行令 第四条の二の十六第 三号	他のそ 金収徴るよに定規の律法のられこは又	納 金等」という。)を滞
その他これら の法律 (以下この号において 「健保法等」とい う。)	定期による徴収金又は平 成二十五年厚生年金等 改正法の規定による徴 収金等	若しくは厚年法等の規 定による徴収金又は平 成二十五年厚生年金等 改正法の規定による徴 収金等

準用する場合においては、改正後厚生年金保険法第九十一条の三甲「第九十条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十四条において準用する第九十条第一項」と読み替えるものとする。

（機構）への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る  
に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣  
が自ら行うことを妨げない。

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で告の受理による保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による報告の受理

**第八十一条** 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は（機構への事務の委託）定める事務

第三十八条第一項の規定によりなおその努力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定による徴収に係る事務（当該徴収を除く。）

二 前号に掲げるもののほか 厚生労働省令  
定める事務

おいて、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

二項 第百前項の各号に付する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次項において「経過

前項各号	「措置政令」という。第八十一条第一項の規定による。
二	経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項

項五第条六十四第		項四第び及項三第号二第項二第二の条四十四第		号一第	
第一項	、 第一項	年 金 基 金	他 の 厚 生	同法	
第四十四条 第一条の二第	規定による改正後の第一項 規 定 に よ る 改 正 後 の 第 一 項	他 の 存 続 厚 生 年 金 基 金	他 の 存 続 厚 生 年 金 基 金	平成二十五年改正法附則第五条第 一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前確定給 付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第 一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前確定給 付企業年金法

項		第十六条第三項		四十四条の三第四項		四十五条の三第四項		四十六条及び第一項		四十七条の規定による読み替えられた第四十四条の二第二項	
同項	同項	被保険者	被保険者	期間	期間	被保険者	被保険者	期間	期間	その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項	
		第一項第一号口	第一項第二号口	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項第二号口	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第一項第二号口	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の額	八十七条の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項	
		期間が厚生年金基額の合計	期間が厚生年金基額の合計	期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金	期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金	金	金	金	金	及び第一項の規定による改正前の第四十四条の二第二項	
第四十四条の二第二項	第四十四条の二第二項	同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項	同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項	二以上の種別の被保険者である者に係る厚生年金保険法の適用の特例	二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定を適用する場合においては、同法第七十八条の二十八の規定及び厚生年金保険法施行令第三条の十三条の二第一項の規定によるほか、同法第四十四条の三第四項中「支給する当該一の期間」とあるのは「支給する当該一の期間(第一						
第八十二条の二	第八十二条の二	(二)以上の種別の被保険者である者に係る厚生年金保険法の適用の特例	(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金について、厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定を適用する場合においては、同法第七十八条の二十八の規定及び厚生年金保険法施行令第三条の十三条の二第一項の規定によるほか、同法第四十四条の三第四項中「支給する当該一の期間」とあるのは「支給する当該一の期間(第一								

号厚生年金被保険者期間に限る。以下この項において同じ。」)と、「額及び」とあるのは「額並びに」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第八十五条法律第六十三条号)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」とする。

頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」とあるのは「（以下この項において「加給年金額」という。）とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十二条の二の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除く」と、「控除して得た額に当該」の期間」とあるのは「控除して得た額に平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した当該」の期間」と、「第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額及び繰下げ加算額」と、「同項」とあるのは「同条第四項」とする。

項一 第四条 第一項		厚生年金基金 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)第五条の規定による改正後の第一条第九項
同条第七項	第一条第六項	(存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定の読み替え等)
第八項	定による改正後の第一条第九項	正前厚生年金保険法第六十条第三項及び厚生年金保険法施行令第三条の十一の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十四条の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者期間(第一号厚生年金被保険者期間に限る。)」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「については、」とあるのは「については、厚生年金保険法施行令(昭和十九年政令第百十号)第三条の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齢厚生年金の額」であるのは「基づく老齢厚生年金の額」とする。
定による改正後の第一条第九項	定期	（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。)第四条から第六条まで、第十条並びに第十四条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項及び項三十第一条第五項	項二十第一条第五項	項九第二項及び項五第一条第五項に並ぶ項五第一項
法 厚生年金保険	法 厚生年金保険	法 厚生年金保険
同法第一百四十九条第四項 同法第一百三十一条 平成二十五年改正法附則第五条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項 厚生年金保険法 厚生年金保険法	同法第一百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法 年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法 厚生年金保険法

項一 第七条第一項		2		の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第三項から第十九条第二項までの規定が準用される同法第二百二十九条の適用事業所の事業主若しくは第八条第十三項において準用する同条第三項の役員であった者	
第一条第六項	基金	一項	又は第七条第一項	第四条第一項	第四条第一項
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十号。以下「平成二十五年改正法」という)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「基金」という)。	平成二十五年改正法附則第四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条から第十条まで並びに第十四条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	一項	同条第一項	同条第一項	同条第一項

う。) 第五条の規定による改正後の第一条第八項

## 改正前厚生年金保険法

第十九条第一項及び第二項	第二十条第一項	第二十一条第一項	第二十二条第一項	第二十三条第一項
法 厚生 年金 保険	同法 第九条第四項 同法 第一百三十 九条第四項	同法 第一百四十 一条第一項の 規定により準 用される同法	同項の規定によりな おその効 力有するものとされた 改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五 条第一項の規定によりな おその効 力有するものとされた 改正前厚生年金保険法
平成二十五年改正法附則第五 条第一項の規定によりな おその効 力有するものとされた 改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五 条第一項の規定によりな おその効 力有するものとされた 改正前厚生年金保険法第百三 十九条第四項	正前厚生年金保険法	正前厚生年金保険法	正前厚生年金保険法
改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法	改正前厚生年金保険法

項一

項三	第十四条	項二	第十二条	項一	第十条
所項	二金	第三項	第四項	第五項	号各項一
し く は 第 五 事 業 主 事 業 若 業 事 業 主 事 業 第 百 年 用 で か り	所項 の 規 定 が 準 備 さ ら る 事 業 事 業 主 事 業 第 五 項 第 四 項 第 一 項 に よ り	会 基 金 又 は 連 合	散 基 金 加 入 員	連 合 會	連 合 會
第 四 十 四 條	同 の 規 定 第 四 項 第 一 項 に よ り	第 四 十 二 條	第 四 十 一 條	第 四 十 条	第 四 十 条
第 四 十 四 條	第 四 十 四 條	第 四 十 二 條	第 四 十 二 條	第 四 十 条	第 四 十 条

第三項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項	改正前厚生年金保険法	第七条第一項	第四条第五項第七条第四項	第四条第一項第七条第一項	第四项
又は第七条第一項又は第七条第四項			において準用する同条第一項又は第七条第四項	において準用する同条第一項又は第七条第四項	第四项
第四项			第七条第一項	第七条第一項	第四项
平成二十五年改正法附則第百四十一條第四項の規定により平成二十五年改正法附則第百二十二条第四項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第百二十二条第一項の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)。以下「改正後審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)」とあるのは、「平成十五年改正法第百二十二条の規定による改正後の社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)」という。)の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた改正後審査会法第十九条中「平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合」とあるのは、「平成十五年改正法附則第八十四条において準用する場合(平成二十五年改正法附則第百四十二条第一項の規定により適用する場合)」とする。	平成二十五年改正法附則第百四十一條第六項の規定により同条第五項において準用する厚生年金保険法第九十条第一項及び第九十一条第一項第一項の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う社会保険審査官又は社会保険審査会法について平成二十五年改正法附則第百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項及び整備政令附則第五条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令(昭和二十八年政令第百九十九号)第二条第一項第三号の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項	改正前厚生年金保険法	第七条第一項	

定により存続厚生年金基金が行う標準給与の改定又は決定の例による。  
(厚生労働省令への委任)

のほか、平成二十五年改正法の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

1 この政令は、平成二十五年改正法の施行の日

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徵収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）。以下この条において「子ども・子育て整備法」という。）第三十八条の規定によりその徵収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金（以下この条において「児童手当拠出金」という。）と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三

附則（平成二六年〇月三一日政令第<sup>三五四号</sup>）  
この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。  
附則（平成二七年三月二七日政令第一二一号）  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
附則（平成二七年三月三一日政令第一六六号）抄  
(施行期日)  
（この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。）  
附則（平成二七年五月一五日政令第二三三号）抄  
(施行期日)  
（この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。）  
附則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄  
(施行期日)  
（この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。）  
附則（平成二七年一一月二六日政令第三九二号）抄  
(施行期日)  
（この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。）  
（経過措置の原則）  
第一条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
附則（平成二八年一月二九日政令第二八号）抄  
(施行期日)  
（この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。）  
附則（平成二八年三月二五日政令第七二号）抄  
(施行期日)

附  
三号) (平成二八年四月六日政令第一九  
この政令は、平成二十八年十月一日から施行  
する。

附  
則 (平成二八年九月二三日政令第三  
一〇号) (施行期日)  
この政令は、平成二十九年一月一日から施行  
し、第三条の規定による改正後の国民年金基金基  
金第二十七条第一項(同令第五十一条第二項に  
おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規  
定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の  
平成二十九年度の予算から適用する。

附  
則 (平成二九年二月八日政令第一五  
号) (抄) (厚生労働省令への委任)  
第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施  
行する。

第三条 前条に規定するもののほか、この政令の  
施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で  
定める。

附  
則 (平成二九年一月二七日政令第一  
二九二号) (施行期日)  
1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正  
する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行  
の日(平成三十年五月一日)から施行する。た  
だし、第八条及び次項の規定は、公布の日から  
施行する。  
(厚生労働省令への委任)

2 この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚  
生労働省令で定める。

附  
則 (平成三〇年一月一七日政令第四  
号) (抄) (施行期日)  
この政令は、平成三十年四月一日から施行す  
る。

附  
則 (令和二年七月八日政令第二一九  
号) (抄) (この政令は、雇用保険法等の一部を改正する  
法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日  
(令和二年九月一日)から施行する。  
附  
則 (令和三年八月六日政令第二二九  
号) (抄) (施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定、  
定(平成二十六年経過措置政令第三条第二  
项、第三十二条第一项、第三十三条第一项及  
び第六十四条第六项の改正規定を除く)、第  
四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条  
の規定(所得税法施行令第七十条第一项第二  
号の改正規定(「十四年」を「十九年」に改  
める部分に限る)を除く)並びに第四十六  
条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五  
条の規定 令和四年五月一日

二 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除  
く)、第七条、第十二条及び第十四条の規  
定、第三十三条の規定(平成二十六年経過措  
置政令第三条第四项及び第七项の改正規定に  
限る)並びに第三十七条、第三十九条及び  
第五十五条から第六十五条までの規定 令和  
四年五月一日

(厚生年金保険法施行令第三条の五の二第一項及び第三条の十三の二の改正規定に限る)、第十九条、第二十一条、第三十三条、第二十五条、第二十七条规定及び第三十一条の規定、第三十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定 令和五年四月一日

(廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率等に関する経過措置) 第十九条 第三十二条の規定による改正後の平成

二十六年経過措置政令（以下この条において「改正後平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第一項の規定により読み替えられて公約

第三条第二項の規定に依る場合においては、前項の規定に依る場合と同様の手続を経て、該年金の支給権を有する者に該年金の支給権を譲り受けた者は、該年金の支給権を譲り受けた者として該年金の支給権を有する者とみなす。

但し関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百三十九号)及び(昭和四十二年政令第三百三十九号)

二十四号、以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。)第二十四条の二第二項の規定及び改正後平成二十六年経過措置政令第六

十四条第六項の規定により読み替えられた廃止前厚生年金基金令第五十二条の三の二第二項の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金

の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

(号) 附則(令和三年九月一日政令第二四四)

八 三月に 一月か ら一二月まで 月数をそ れぞれ 加えて得 た月数	八六、八一〇円に、上欄で八三 九五月に一月か九九、八三〇円に、上欄で九五 ら一二月までの月に加えた月数に応じて、当該 月数をそれぞれ加えた月数の一月につき一、〇〇円を加えて得た額							
一〇七月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一一二、九六〇円に、上欄で一 一一九月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一二六、二一〇円に、上欄で一 一二九月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一三九、五九〇円に、上欄で一 一三一月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一四三月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一五六三、一一〇円に、上欄で一 一五五月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一六六、七五〇円に、上欄で一 一六七月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一七八〇、五二〇円に、上欄で一 一七九月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	一、一五〇円を加えて得た額 一、一七〇円を加えて得た額
一九一月に一月 から一二月まで の月数をそ れぞれ 加えて得 た月	二〇八、四六〇円に、上欄で一 九一月に加えた月数に応じて、							

二 A×P／1000×1.01<sup>t</sup>/12に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

A × P / 1000 × 1.01<sup>t</sup> / 1.2 に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

B t  
— 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあつた日の属する月までの月数

各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあつた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額

A  $\times$  P  $/ 1000 \times 1.01^t / 1^2 + B$   
 A、P、t 及び B は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 A 各月数に対応する別表の下欄に定める  
 金額  
 P 退職金共済契約の効力が生じた日における  
 掛け金額  
 (掛金まで) 効力が三ヶ月の場合は  
 金額まで)